

計量器(はかり)の定期検査

計量器の定期検査は、取引・証明に使用する「はかり」の正確性を期し、消費者利益の保護を図るために設けられた制度で、2年に1度の検査を受けることが法律で定められています。

取引・証明を目的として使用しているはかりをお持ちの方は、必ず定期検査を受けてください。

●前回(令和5年度)検査を受検された方で、計量器を廃棄、または今後使用しない方は商工労政課までご連絡ください。

●検査は、最寄りの実施場所でお受けください。
(最寄りの場所で受けられない場合は、他の実施場所でも受けられます)

●検査には手数料がかかります。金額は前回と同額です。詳細は、手数料表(QRコード)をご覧ください。県経済産業政策課計量検定グループ(☎017-739-8555)にお問い合わせください。



●前回の検査以降に計量器を購入された方は、今回の検査は免除される場合がありますが、免除の証明シールを貼りますので検査場所に持参ください。

【問い合わせ先】

商工労政課 電話42-2111(内線419)

実施日	対象地区	実施時間	実施場所
6月23日(月)	車力	10:30 ~ 12:00	富沼地区コミュニティセンター
		13:00 ~ 15:00	
6月24日(火)	車力	9:30 ~ 12:00	つがるにしきた農協 牛潟倉庫
		13:00 ~ 15:00	旧車力ふれあい会館
6月25日(水)	稲垣	10:00 ~ 12:00	つがるにしきた農協
		13:00 ~ 15:00	つがる一号倉庫(稲垣駐在所隣)
6月26日(木)	稲垣	10:30 ~ 11:00	つがるにしきた農協 繁田ライスセンター
	木造	11:30 ~ 12:00	館岡コミュニティ消防センター
6月27日(金)	木造	10:00 ~ 12:00	つがるにしきた農協 川除倉庫
		13:00 ~ 15:00	
6月30日(月)	柏	10:30 ~ 12:00	柏農村環境改善センター
		13:00 ~ 14:00	
7月1日(火)	森田	10:30 ~ 12:00	森田駐在所横車庫
		13:00 ~ 15:00	
7月2日(水)	木造	10:30 ~ 12:00	南広森コミュニティ消防センター
		13:00 ~ 15:00	ごしょつがる農協 柴田倉庫
7月3日(木)	木造	9:30 ~ 12:00	ごしょつがる農協 大畑倉庫(出精郵便局隣)
		13:00 ~ 15:00	
7月4日(金)	全域	10:00 ~ 12:00	つがる市商工会前 イベント広場
		13:00 ~ 15:00	

情報公開制度の運用状況

市では、公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり令和6年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処理件数	処 理 状 況					審査請求
			公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	
市 長	16	17	12	4	0	1	0	1
教育委員会	13	13	3	10	0	0	0	0
消 防 長	4	4	2	2	0	0	0	0
合 計	33	34	17	16	0	1	0	1

また、令和6年度に行った情報公開に対する審査請求の裁決等は以下のとおりです。

実施機関	審査請求の経緯	審査請求人の要求	審査会の結論	裁決
市 長	文書不存在の具体的な理由を明示せずに一部情報を不開示としたことによる	当該処分の取り消し	当該処分を取り消すべきである	本件審査請求に係る処分を取り消す

※「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。令和6年度における部分公開(16件)は、開示文書の中に開示不要な情報(個人情報等)が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※1件の請求に対し複数の処理決定をしている場合など、件数が一致しない場合があります。

※表中に記載されている機関以外の実施機関である選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会においては、開示請求がありませんでした。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111(内線349)

身体障害者巡回診査および更生相談の実施について

身体障害者手帳の交付を受けたい方や再認定を受けようとする方などの診査と更生相談を行います。今年度の巡回診査は、会場における対応等のため完全予約制となりますので、電話で福祉課に申し込みください。

申し込み締め切りは6月27日(金)です。

▼対象者(①～⑤のいずれかに該当する方)

- ①身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とする方 ②すでに身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度の再認定が必要な方 ③身体障害者手帳の障害程度および等級に変更があり、診査を必要とする方 ④補装具(特例補装具、電動車いす、座位保持装置、骨格構造義肢等、オーダーメイドまたはモジュラー方式による車椅子は除く)の交付、再交付または修理を必要とする方 ⑤生活・医療・施設入所等の相談を希望する方
※当日の診査だけでは判定できないこともあります。

▼持参するもの

- ①身体障害者手帳(所持者のみ) ②健康保険証等 ③マイナンバーの分かるもの(個人番号通知カード・個人番号カードなど) ④かかりつけ医の紹介状や病状・治療の状況がわかるもの(手帳の交付を希望する方のみ)

▼日程等

診療科目	開催月日	時 間	会 場
整形外科 (肢体不自由)	7月2日(水)	受け付け: 9時～10時 診査・相談: 9時30分～12時	五所川原市中央公民館 電話35-6056

▼感染症対策について

- ①診査会場ではマスク着用のご協力をお願いします。
②診査当日は、朝、体温を測定し、発熱や風邪症状がある場合は受診しないでください。
③診査会場で体温を測定し、37.0度を超える場合は受診できない場合があります。

【問い合わせ先】福祉課 電話 42-2111(内線241)

津軽広域水道企業団津軽事業部職員採用資格試験

▼試験内容

試験職種		第1次試験	募集期間(必着)および試験会場	採用予定人数
大卒程度	電気	7月21日(月・祝)	6月2日～7月3日 弘前市役所(弘前市大字上白銀町1-1)	若干名
社会人	電気			若干名

▼受験手続き

受験申込書に必要書類を添えて、7月3日(木)までに、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課へ郵送または持参により提出してください。受け付けは、平日の8時30分から17時までです。

詳しくは、津軽広域水道企業団ホームページ(<https://www.tusui.jp>)をご覧ください。下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】津軽広域水道企業団 津軽事業部 総務課総務係 電話0172-52-6033

〒036-0342 黒石市大字石名坂字姥懐2

戸籍に振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により、新たに戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることに伴い、令和7年5月26日以降、3カ月以内に本籍地の市区町村長から、記載される予定の振り仮名が通知されます。つがる市に本籍がある方は7月下旬ごろに通知を発送する予定です。

【通知された振り仮名が正しい場合】

届け出は不要です。令和8年5月26日以降に戸籍に振り仮名が順次記載されます。

【通知された振り仮名が違う場合】

令和8年5月25日までに届け出をお願いします。

【振り仮名の届け出について】

手数料は発生しません。

詳細は法務省ホームページ(QRコード)をご覧ください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線268、264、263)



届出方法
について



法務省
ホームページ

◆詐欺に注意してください◆

振り仮名の届け出に関して、法務省や市区町村が金銭を要求することはありません。